

**川西薩地区任意合併協議会
第3回会議 会議録**

平成14年11月18日

川西薩地区任意合併協議会

川西薩地区任意合併協議会第3回会議会議録

開催年月日 平成14年11月18日(月)

開催場所 おおとり荘(川内市)

開 会 午後1時30分

閉 会 午後3時 9分

出席者

川西薩地区任意合併協議会委員出席者

会 長	森 卓 朗		
副会長	富 永 茂 穂	黒 瀬 一 郎	原 口 博 文
委 員	岩 切 秀 雄	今別府 哲 矢	福 田 清 宏
	上醉尾 巧	下迫田 良 信	野久尾 正 徳
	宮 脇 秀 隆	帯 田 博 美	福 元 忠 一
	山 本 佐 敏	石 塚 政 揮	上 野 一 誠
	森 園 正 堂	渡 辺 一 徹	寺 師 勉
	北 迫 茂	今 村 松 男	瀬 尾 和 敬
	平 田 陽 一	肥 後 耕 作	塩 田 至
	岸 悍	鷺 山 和 平	平 嶺 道 夫
	藏 元 欽一郎	村 尾 幸 生	長 濱 秀 徳
	大 良 影 夫	尾 崎 嗣 徳	塩 釜 三 郎
	中 野 捷	橋 野 利 邦	

以上36名

顧問 馬 場 英 俊

川西薩地区任意合併協議会委員欠席者

委 員	春 田 正 親	江 口 是 彦	町 弘 道
-----	---------	---------	-------

以上3名

会次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

議案第 8 号 (仮称)川西薩地区法定合併協議会規約(案)について

議案第 9 号 (仮称)川西薩地区法定合併協議会平成 14 年度事業計画(案)について

議案第 10 号 (仮称)川西薩地区法定合併協議会平成 14 年度歳入歳出予算(案)に
ついて

議案第 11 号 事務事業一元化調整方針(案)について

議案第 12 号 新市まちづくり計画の策定方針(案)について

4 協議事項

(1) 川西薩地区任意合併協議会の解散及び決算方法(案)について

(2) (仮称)川西薩地区法定合併協議会委員の学識経験を有する者の取り扱いに
ついて

(3) (仮称)川西薩地区法定合併協議会まちづくりフォーラム委員の取り扱いに
ついて

5 報告事項

・事務の進捗状況について

6 その他

・次回協議会の開催について

7 閉 会

司会者（南竹一敏事務局次長）

それでは皆様、間もなく会議を始めさせていただきますが、その前に資料の確認をさせていただきます。本日の第3回の会議の資料は、資料1と資料2を準備してございますので、ご確認方をよろしく願いいたします。

それでは定刻となりました。ただいまから川西薩地区任意合併協議会第3回会議を開会させていただきます。開会に先立ちまして、川西薩地区任意合併協議会会長であります、森卓朗会長にご挨拶をお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。いよいよ11月も下旬を迎えようとしています。寒波も押し寄せてまいりまして、何かと肌寒い感じもいたしている今日でございますが、本日、第3回目の任意協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方にはご壮健にて、ご出席を賜りまして、感謝にたえません。心から厚く御礼を申し上げます。

ところで、私の真正面の横のテーブルのところ、4つの空席がございますけれども、実は本日の午前中に、任意協議会のメンバーでございます下甕村の春田助役が来訪されまして、村長さんの辞職等がございまして、これから12月に向かって、村議会議員選挙、そして新しい村長さんを選ぶ村長選挙等が12月に控えているということでございます。

したがって、合併の問題につきましては、新しい議員の皆様方のご意見、また村長さんのお考え、選挙を通じて民意を把握して、今後どうするかについては判断をしていくことになるであろうということを、春田助役さんからお話がございました。したがって、法定協に進むための諸手続き等につきましては、留保させていただきたいと、こういうお申し出が本日ございました。

したがって、今日の任意協議会にも、一応、参加はご遠慮申し上げるということでございましたので、3名の委員の皆さん方はご欠席ということでございます。そういう事情でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ところで、先般、第2回の協議会を串木野市の会場で開催いたしました。いろいろと法定協に進むための規約案等をお持ち帰りをいただきまして、それぞれの市町村におかれまして、進むべき方向性等をご審議をいただき、本日、その結果をお持ち帰りいただき、規約案等についてのご審議をいただくことになっております。

いずれにいたしましても、12月25日を目途にいたしまして、いろいろと作業を進めていくこととなりますので、ひとつ今日はよろしくお願いを申し上げたいと存じます。いろいろなお意見があるだろうと存じます。これからのまちづくりのために、将来の都市像をどのようにしていくか、住民のサービスをどのようにして福祉向上を図っていくか、新しいまちづくりの夢を抱きながら、今日はご審議を賜りたいと思う次第でございます。

合併の問題につきましては、いろいろと案件もありますでしょうけれども、ご出席をい

ただきました各委員におかれましては、お互い心を合わせ、力を合わせて、夢大きい多彩なまちづくりができるように、その方向に向かってご審議を賜れば、大変ありがたいと思う次第であります。

いろいろと途中で難しい問題もあるかと存じますので、事務局の説明を受け、また皆さんのご意見を図りながら、途中で休憩を持ちながら、また会議を進めることもあろうかと存じますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会者（南竹一敏事務局次長）

これより議事に入りますが、協議会規約第6条の規定により、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない、と規定されております。本日の出席者は、委員39名中36名の出席で、半数を超えておりますので、この会議が成立いたしましたことをご報告申し上げます。

それでは、協議会規約第6条の規定により、会長は会議の議長を務めることとなっておりますので、森会長に議長をお願いし、議事の進行をよろしくお願いいたします。

森卓朗会長

会議の進め方につきまして、しばらく議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたしますを申し上げます。

なお、傍聴者の皆様へのお願いでございますが、お手元にあります傍聴心得をよくお読みになりまして、静かにお聞きいただきますように、よろしくご協力方をお願い申し上げます。

ただいまから協議に入ります。着席のまま議事を進めさせていただきます。

議事に早速、入りますけれども、議事録作成の点から、発言者につきましては、発言の前に委員名を言っていただきましてから、発言をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします申し上げます。

では早速、議案第8号、（仮称）川西薩地区法定合併協議会規約（案）についてを議題に供します。事務局の提案の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、本日の議案の説明を申し上げます、事務局長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては、表紙の右上のところに括弧、資料2という資料を使いますのでご覧下さい。

それでは、資料2を開いていただきまして、1ページでございます。1ページは本日の

会次第でございますが、ただいま議長から説明の指示がございましたのは、3の議事の1番目、議案第8号でございます。本日の議事につきましては、11月8日提案の5件を議事をお願いしております。

それから、会次第の4番目が協議事項でございます。本日は新規に3件の協議をお願いいたします。それから、5番目が報告事項で1件でございます。

なお、本日ににつきましては、持ち帰りの提案事項は含まれておりませんので、ご了解をお願いいたします。

それでは、議長から指示がございました議案第8号でございます。資料2の4ページをお願いいたします。

(仮称)川西薩地区法定合併協議会規約(案)について、別紙のとおり承認を求めるものでございます。平成14年11月18日提出。川西薩地区任意合併協議会会長、森卓朗でございます。これにつきましては、11月8日にも説明申し上げておりますので、大きく変わりました点につきまして、ご説明申し上げます。

なお、以下の議案につきましては、提出日、提案者は同じでございますので、ご了解をお願いいたします。

それでは、5ページをお開き下さい。規約(案)でございます。

まず、第1条が、設置規定でございますけれども、昨日までの決裁でございます。11月8日と同じく、任協構成市町村の10市町村の構成で提案申し上げます。これにつきましては、後ほどまた各委員の協議がございます。

それから、第2条の協議会の名称は変更はございません。

それから、第3条の協議会の担任する事務につきましては、(2)のところ、市町村建設計画というふうにしてありますが、前は新市という表現でございます。合併特例法の用語に合わせてあります。それから、(4)のところ、前3号に掲げるとしてありますが、前は、前各号に掲げるといって、多少法制的な文言の処理も行ってあります。

第4条の協議会の事務所の位置については、変更はございません。

第5条の組織につきましては、前回、会長、副会長及び委員としましたが、今回は、委員の規定の中に副会長を規定しております。この理由につきましては、副会長に議決、採決権を持たすための処理でございます。副会長も委員に含むという規定に変えてあります。例えば、副会長と委員が別規定の場合、議決要件を出席委員の3分の2以上としますと、副会長が議決権がない規定となってしまいますので、このような副会長にも採決権を持たすために、委員の中に取り込んであります。

それから、第6条が、会長及び副会長の規定でございます。前回の協議会の中で、副会長の2名の検討の提案、指示が出ました。ご意見の趣旨といたしましては、法定協においては、行政サイドから1名、議会から1名の副会長という趣旨でございましたけれども、11月11日の助役幹事会等で協議いたしました結果、この行政からも引き続き任意協

議会と同じく2名、例えば市のほうから1名、町村から1名というようなことで、前回11月8日と同じくでございますが、検討の経過はそのようでございます、結果的に副会長3名の規定は変わっておりません。

それから、第7条が、委員等の規定でございます、これは充て職的な部分と、これから推薦をお願いする部分がございます。重要な委員規定でございますから、改めて申し上げますと、第7条の(1)でございますが、法定協の委員につきましては、首長と助役、(2)でございますように、議長と議長が指名した議員1名、それから(3)が関係市町村の長が協議した学識経験を有する者20名以内というような規定としております。

それから、2項、3項が、顧問の規定でございますが、前回、県の地方課長、合併推進室長、川内総務事務所長さんを、別表規定で3名お願いしておきましたが、先週の県庁との協議によりまして、鹿児島県内7つの任意協議会がございますが、いずれも法定協議会を目指しているということで、多少この顧問の職のあり方について、全県的な検討が必要ということでございました。したがって、2項、3項に規定しておりますように、協議会に顧問を置くことができるということと、それから関係市町村の首長が協議して定めた者をもって充てるということで、このような規定の変更を行っております。

第8条の会長及び副会長の職務については、変わっておりません。

以下、第9条、会議規定、第10条、会議の運営規定、表現は変わっておりませんが、念のため申し上げますと、第10条の委員の半数以上という文言でございますけれども、この委員につきましては、副会長3名を当然含まれております。

それから、第11条が、関係職員等の出席規定、第12条が、市町村長調整会、第13条が、小委員会の規定でございます。現在、この任意協議会になかった小委員会の規定につきましては、新市名候補選定の小委員会を検討中でございます。

それから、第14条が、幹事会及び専門部会、第15条が、事務局、第16条が、経費の負担等、第17条が、監査、監査委員の規定でございます。

開けていただきまして、7ページの第18条が、補則の規定でございます。

最後に、前回と変わっておりますのが、附則のところでございます、この規約は、平成14年12月25日から施行する、と年月日を入れてご提案申し上げます。

したがって、今回の川西薩地区の法定協に参加意向があり、この規約を統一議案として12月議会に提案しようとする市町村におかれましては、各議会では様々な議論も想定されますし、また、議決日は各々議会日程上、あるかも知れませんが、全ての議会において可決され、12月25日付けで施行される必要がございます。前回も申し上げましたように、法定協の規約というのは、通常の広域団体の規約と違いまして、1議会の否決が他議会の全ての可決を無効にする性格を持っておりますので、各委員の積極的かつ慎重な協議をお願いしたいと思っております。

以上で、前回ご説明しました法定協規約の概要説明といたします。

なお、議長、本日は下甑村の3名の委員の方がご欠席でございますので、これからの会議の進め方について、いかが取り扱っていくか、議長の判断をお願いいたします。

森卓朗会長

ただいま、事務局のほうから、(仮称)川西薩地区法定合併協議会規約(案)について、提案の説明を申し上げました。先ほど、ご挨拶の中でも申し上げましたとおり、下甑村の委員の方々がご欠席でございます。規約の関係につきまして、第1条に下甑村が入っております。留保するというお申し出がございましたので、この取り扱いについて、しばらく休憩をいたしまして、首長さん並びに議長さん方と、この議案の取り扱いについて協議をしたいと存じます。しばらく休憩をします。

司会者(南竹一敏事務局次長)

それでは、ただいまから別室におきまして、首長、議長により、非公開で規約修正案等についての協議をさせていただきたいと存じますので、ご足労でございますが、別室まで首長、議長様方はよろしくをお願いいたします。

外に出られまして、本館の2階のほうでございますので、よろしくをお願いいたします。

(休 憩)

森卓朗会長

全員お揃いでございますか。大変長らくお待たせいたしました。任意協議会を再開いたします。

ここで、ただいま休憩中に協議をいたしましたこと等につきまして、事務局のほうから説明をいたします。

田中良二事務局長

それでは、議案第8号につきまして、先ほど1回説明を申し上げましたが、ただいま休憩中の会議を踏まえまして、再度、修正を含めまして、規約の説明をいたします。開けていただきまして、5ページをお願いいたします。

第1条が、設置規定でございますが、提案といたしましては、10市町村で説明いたしましたけれども、ただいまから第1条につきましては、川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、鹿島村の9市町村につきまして、この規約の修正議案といたします。

なお、下甑村につきましては、春田村長職務代理者のほうが、会長のご挨拶にもございましたように、参加保留ということで、今回の法定協参加には参加の意向表明ができない

という形で、今回の規約には名前を連ねておりません。そういうことで、第1条の設置規定につきましては、読み上げました、2市4町3村、9市町村で提案申し上げます。

それから、関連で変わってきますところだけを説明いたしますが、第7条の(3)のところでございますが、いわゆる学識経験者の委員のところでございますが、20名以内としておりますところを18名以内に訂正をお願いいたします。

以下のことにつきましては、文言等の修正はございません。以上をもちまして、規約の修正説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。規約案を修正して、改めてお諮りをいたします。これから、第1条の関係につきまして、大変重要でございますので、それぞれ9団体の皆様方に、それぞれ法定協議会に参加するかどうかの意思表示をしていただきたいと思います。まず、川内市のほうから順次お願いをします。

岩切秀雄委員

川内市長が会長でございますので、助役の岩切が代わってご報告いたします。

川内市としましては、議会の意向を踏まえ、当法定協議会に参加することを表明いたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。串木野市、お願いします。

富永茂穂委員

串木野市は、特別委員会の決定を尊重し、加入することに決定をいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。では樋脇町、お願いします。

黒瀬一郎委員

樋脇町も同じく、特別委員会で決定をいただきましたので、そのとおり、法定協に参加をするようお願いを申し上げます。

森卓朗会長

ありがとうございました。引き続きまして、入来町、お願いします。

福元忠一委員

入来町でございます。特別委員会の意向を受けまして、この法定協議会に参加いたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。東郷町、お願いします。

森園正堂委員

東郷町です。同じく議会の協議を経まして、この法定協議会に参加することにいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。祁答院町、お願いします。

今村松男委員

祁答院町も議会の承認をいただきまして、この枠組みの法定協議会に参加することに、よろしく願います。

森卓朗会長

ありがとうございました。里村、お願いします。

塩田至委員

里村も法定協議会に参加します。

森卓朗会長

ありがとうございました。上甌村、お願いします。

藏元欽一郎委員

上甌村も法定協議会に参加をいたします。もちろん、議会の了承を得ております。

森卓朗会長

ありがとうございました。鹿島村、お願いします。

尾崎嗣徳委員

法定協議会に参加することを報告します。

森卓朗会長

ありがとうございました。ただいま、それぞれの9つの団体から、法定協への参加についての意思表示がなされたところであります。したがって、規約案第1条につきましては、下甌村を除く9団体で規約案は提案がなされたところでありますし、今、意思の確認をいたしたところであります。

なお、第7条につきましては、学識経験者を20名から18名にするということで、規約案が修正されております。

この件につきまして、何かご意見ございませんか。

(「なし」の声)

意見もないようでございます。お諮りをいたします。議案第8号、(仮称)川西薩地区法定合併協議会規約(案)につきましては、提案のとおり承認することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり可決承認をされました。ありがとうございました。なお、修正いたしました議案につきましては、後日、各団体に送付を申し上げることにいたしておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

では、引き続きまして議案第9号、(仮称)川西薩地区法定合併協議会平成14年度事業計画(案)についてを議題に供します。事務局の提案の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料の9ページでございます。議案第9号、法定協議会の平成14年度事業計画(案)でございます。

本件につきましては、本来、法定協議会で審議されるものでございますけれども、本日は、案としての協議、ご承認をお願いいたします。

なお、今回、提案する理由といたしましては、各市町村におきます、負担金の12月補正予算の関連もでございますので、ここで説明申し上げます。

なお、以後の規約を含めまして、議案9号以下につきましても、10市町村の構成から9市町村ということで、全てのことを読み替え、数字は修正してまいりますので、ご了解をお願いいたします。

10ページをお願いいたします。前回、11月8日から変わったところにつきまして、主に説明していきます。

まず10ページの一番上のほうに、12月の欄が挿入されておりますが、これにつきましては、12月の右のその他の業務のところに、任意協議会解散(12/25予定)となっておりますが、これは第1回協議会の予定通り、第4回の12月25日におきまして、任意合併協議会は解散予定でございます。

そして、12月の左のほうでございますが、法定協議会の規約施行(12/25予定)ということで、先ほど規約の附則のところにございました。通常、合併の法定協議会につきましては、いわゆる設立総会なるものがございませんで、この規約案の施行をもちまして設置されることとなります。

そして、括弧書きのところに、で法定協議会設置会議ということ、仮称でございますが、うたっております。この設置会議なるもので、規約案の確認と、会長、副会長の選任を行いたいと思います。

なお、会長、副会長の選任は、規約第6条によりまして、法定協に参加される首長、議長さん方の会議でございますので、このような会議を設けたいというふうに思っております。

それから、その後、先週のいろいろな激しい動きの中で、事務局といたしましても、任意協議会から法定協議会への組織、委員の身分、予算などの継続性について、法制面からもいろいろ検討した結果、修正した提案を申し上げます。

今、申し上げました、1月の欄に、第1回法定協会議を1月14日としておりますが、今ほど申し上げましたように、組織の継続性、予算の継続性という観点から、12月25日に第1回会議の部分の、委員の委嘱状の交付、監査委員の選任についての事前協議、平成14年度の事業計画(案)予算(案)、この3項目につきましては、12月25日の規約施行の日にかけてきたいというふうに考えております。

したがって、12月25日の会議を整理いたしますと、3部構成となります。まず1番目が、12月のその他の業務にございますように、第4回の任協におきまず解散でございます。それから2番目が、左のほうの括弧書き、法定協議会設置会議、首長さん、議長さん方の会議でございます。3番目が、今ほど申し上げました、第1回法定協会議をこの12月25日に設定したいというふうに考えております。

したがって、1月14日に予定しております会議につきましては第2回法定協会議、2月13日につきましては第3回会議、3月27日につきましては第4回会議というふうに読み替えていただくように、お願いいたします。

それから、変わりましたところで、3月の協議会の会議といたしまして、平成15年度予算(案)の下のところに、合併協定項目(項目名及び項目数)(案)の提案ということ、今回、新規に入れております。この意味につきましては、通常、4,000項目と言われます役場の仕事、事務事業を、合併協定の項目、通常、本協議会ではモデル的に75項目に絞り込んでおりますけれども、合併3年スケジュールの右の欄でございますが、この合併協定項目にどの項目名を持ってくるかというような提案を、ここで申し上げたいと思っております。

なお、この作業につきましては、来年から事務の一元化が始まりますけれども、電算システムの統一の問題、あるいは新市まちづくり計画の骨子につきましては、5月の法定協

議会に提出するような考えでありますので、この合併協定項目の項目名の区分につきましては、3月の第4回会議で提案していきたいというふうに考えております。

それから、今ほどのことと連動いたしますけれども、3月のその他の業務、事務事業一元化に係る調整項目のすり合わせ着手ということでございまして、現在、1,700名の職員が一生懸命、現況調査の入力をしてしておりますが、いよいよ来年3月からは、通常4,000項目と言われます個々につきまして、分科会、担当者レベルから、各市町村の会議が開始されていきます。

それから、事業計画の最後のところで、新市名のことについて、少し説明いたしますけれども、規約の説明のところで小委員会のことを申し上げましたが、1月の上から3段目に がございますが、新市名称候補の選定小委員会の設置ということをご予定しております。そういたしまして、1月の右下ですが、その他の業務のところの がございますが、その小委員会の開催をご予定しております。それから、2月のところに、同じく で、新市名称公募方法等の承認という形で、事務局としての現在の素案をここに入れております。

なお、最後に、申し合わせ事項でも合意していただきました、新市名称候補の絞り込みの流れを先進例に習いますと、通常、公募方式でございますと、1万点前後が先進例では寄せられているようでございます。そして、今ほど申し上げました小委員会で複数に絞り込む作業を行い、途中でなお別途、第三者的な専門委員が加わることもあり得ます。これはもう小委員会の決定の内容になってまいります。

それから、この法定協議会との関わりですが、3つ目の段階といたしましては、新市名称の候補ですが、1つに絞り込む作業といたしましては、この法定協議会が1つに絞り込む作業を、予定といたしましては来年秋ごろの法定協議会の時期になると思われま

す。それから、住民からもよく質問が出ますけれども、最終的に新しい市町村名はどうやって決まるかということでございますが、意思決定の仕方としましては、新市名称を含みまず各首長さんの合併協定の調印でございます。それから、それに対します最終的には住民代表の議会の議決、市町村の廃置分合の議案につきまして、議会が可なりという意思決定をした時に、新市名称を含む一切のことが決まってまいります。

この作業につきましては、現在のスケジュールでは、平成16年の春を予定しているところでございます。

以上が、議案第9号の事業計画で、修正を含めまして説明をいたしました。よろしくお願いたします。

森卓朗会長

ただいま、議案第9号につきまして、提案の説明を申し上げましたが、これにつきまして何かご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」の声)

特別にご意見もないようでございますが、協議会の幹事長のほうにお願いをしておきたいと存じます。先ほど下甕村の取り扱いについては、ご報告を申し上げたとおりであります。1月中旬までには、留保している問題については、こちらのほうに連絡をするということございましたので、できましたら第1回の法定協議会が1月14日に予定されておりますので、この日に間に合うように、留保の問題についての可否を報告していただければ、大変、その後の事務の手続きもうまくいくのではないかと思いますので、よろしくお願い致します。

以上のように、下甕村の問題については取り扱いたいと存じます。

では、引き続きまして、議案第10号、(仮称)川西薩地区法定合併協議会平成14年度歳入歳出予算(案)についてを議題に供します。ここで、議案の差し替えをさせていただきます。今しばらく配布いたしますので、お待ちいただきたいと思っております。配布を願います。

配布が終わりましたか。議案第10号につきましては、3ページほど全面差し替えということにさせていただきます。では、事務局の提案の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、議案第10号につきましては、今ほど修正分の差し替えの配布がございましたので、それに基づきまして、ご説明申し上げます。

資料を開けていただきまして、配布資料の1ページでございますが、まず法定協議会の14年度分、すなわち1月から3月までのことでございますが、歳入につきましては、予算額2,344万9,000円ということで、この歳入につきましては、当然、規約でございますように、市町村の按分負担金でございます。

構成市町村名が、下甕村を除く、2市4町3村ということで、10市町村から1村減っておりますが、この按分の仕方につきましては、従前と同じでございます。世帯割分と均等割分、その合計というふうにしております。

なお、ちょうど1ページのど真ん中のほうに世帯割分がございますけれども、下のほうに、の世帯割分ということで、世帯数に関係します協議会だより発行部分につきましては、世帯割分の176万8,000円につきまして、全体の世帯数のパーセンテージで按分して、各市町村をお願いしております。

それから、諸調査事業の均等割分の総合計がございますので、2,168万1,000円につきまして、9市町村、9団体で均等に割り算しました額を書いております。各市町村におかれましては、世帯割分と均等割分が、法定協議会の14年度の負担金の総額になってまいります。

なお、各市町村におかれましては、12月補正でこの額につきまして、補正予算の提案をお願いいたします。

なお、これにつきましては、当然、予算の中身につきましても、下甕村の分が抜けた分の減額と、先ほど修正説明いたしましたように、法定協議会の会議回数を3回から4回にしたことの相殺分も入っております、総額は2,344万9,000円でございます。

それから、前回も説明いたしましたが、1ページの下の方に、国県からの運営協議会に対する補助金という制度でございますが、ご案内のとおり、合計いたしますと、平成14年度から16年度間の3年度間に、各市町村に対しまして、合計750万円以内の補助制度が国県のほうでは設けられております。

開けていただきまして、2ページが歳出の部でございます。

歳出につきましては、目のところでご説明いたしますけれども、1目でございますように、協議会会議費、法定協議会の4回分をここにに入れてございます。なお、法定協から、説明にございますように、任意協議会になかった学識経験者の出会の費用も含まれてまいります。

それから、2目めが幹事会の会議費で、3回を予定しております。

それから、3目の小委員会会議費につきましては、右の説明欄にございますように、新市名の名称選定に関わります小委員会の経費を措置しております。

それから、事務局費につきましては、任意協議会とほぼ同等の項目でございます。

それから、2の事業費につきましては、任意協議会の事務成果を引き継ぎながら、法定協議会としての、1目でございますように、まちづくり計画の策定事業の委託費、それから事務事業の調整の委託費、特に電算統合システムにつきましては現況の分析の委託費を措置しております。

それから、最後のところが広報広聴費でございまして、ホームページとか、協議会だよりの作成をお願いしております。

予備費につきましては、10万円でございます、歳出につきましては、歳入と同額の2,344万9,000円を措置しております。

以上、9市町村に組み替えました差し替えの資料によりまして、予算案の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ありがとうございました。ただいま、議案第10号、(仮称)川西薩地区法定合併協議会平成14年度歳入歳出予算(案)について、ご説明を申し上げました。これから、ご意見、ご質問を出していただきたいと存じます。何かご質問はございませんか。

特別にご意見もないようでございます。お諮りします。議案第10号、(仮称)川西薩地区法定合併協議会平成14年度歳入歳出予算(案)につきましては、提案のとおり可決承認することよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり可決承認されました。ありがとうございました。

では、引き続きまして、議案第 11 号、事務事業一元化調整方針（案）についてを議題に供します。事務局の提案の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料 2 の 14 ページをお願いいたします。議案第 11 号が、事務事業一元化の調整方針（案）についてでございます。

なお、この方針につきましては、事業計画で説明いたしましたように、実際稼動的には、平成 15 年 3 月、一元化のすり合わせが稼動した時に、具体的な分科会レベルの活用の指針となってまいります。

開けていただきまして、15 ページでございます。

まず、調整の目的のところ、文言でございますけれども、15 ページの調整の目的の第 1 行目の末尾のほうの、下甌村を今回、削除をお願いいたします。

この調整の目的といたしましては、目的の中段にございますように、仮に合併するとした場合に、これまでの新しい市の行政サービスや負担の水準に統一をする必要があるということでございます。そのような調整の目的で動いてまいります。

それから、2 の基本的な事項といたしましては、後ほどの図でも説明いたしますが、やり方といたしましては、(1)にございますように、現行どおり存続させるもの、あるいは 2 行目にございますように、一元化を図るもの、金額の統一を図るものというものでございます。それから、廃止するものというようなことでございます。

それから、(2)につきましては、時期的なものでございますが、一元化・廃止につきまして、平成 16 年 10 月合併時から実施するものと、合併後一定期間を置いて実施するものというようなことの区分でございます。

それから、16 ページが、事務事業の調整方針でございますが、合併協定項目の協議の原則ということで、先ほど、来年 3 月にはこの項目区分について、ご提案申し上げたいということをお願いしたけれども、先進例等を参考にしながら、16 ページの(1)にございますように、住民生活に混乱をきたさないよう、速やかな一体性確保の原則ということでございます。

それから、(2)につきましては、住民福祉向上の原則ということで、原則的には、必要なサービスの水準を低下させることなくということで、調整を進めてまいります。

それから、(3)につきましては、負担公平の原則ということでございまして、これも 2 行目にございますように、様々な手数料・使用料につきましては、負担公平の原則ということが、住民に不公平感を与えないようということでございます。

それから、(4)につきましては、現在も各市町村で取り組まれておりますように、健全

な財政運営の原則。同じく(5)につきましては、行政改革推進の原則ということで、括弧書きにございますように、いわゆるスクラップアンドビルドということや、他市町村例でございますように、既定計画事業につきました事務事業の見直しを、相対的な観点から進めていく必要がございます。

それから、(6)につきましては、適正規模準拠の原則ということで、当然、合併の議論は人口地域が拡大しますので、類似都市の状況等も勘案しながら、調整を進めるものでございます。

それから、(7)が公共団体等の一本化ということでございまして、これにつきましては、合併特例法でも公共団体の合併統合は努力規定が設けてございますので、このようにうたっております。

開けていただきまして、17 ページが、4 番目、調整方針の分類ということでございますが、事務事業のすり合わせの基本的区分ということでございます。

左の箱にございますように、関係市町村ということでございますが、9 市町村が実施している全ての事務事業、通称 4,000 項目と言われるものを、図の模式図のように、合併後も現行どおり存続させるもの、一元化統一を図るということでございまして、関係市町村のどこかに統合するもの、あるいは再編するもの、新規事項、このようなこととなります。それから、廃止するというところでございます。いずれにしましても、一元化と廃止につきましては実施時期がございまして、合併時から行うものと、合併後から行うものということもございます。

それから、上のほうに がございますが、事業の中身に、サービスの中身によりましては、経過措置をとる場合も含まれております。

以上で、一元化方針の説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。ただいま、議案第 11 号、事務事業一元化調整方針(案)についてをご説明申し上げました。これから質疑に入ります。何かご意見、ご質問はございませんか。

今別府哲矢委員

川内市の今別府でございます。

事務事業の一元化調整方針(案)が示されておりますけれども、行政事務の他に、一部事務組合等、広域事務を現在行っているものがございますので、これらについての調整というものについても、是非、この合併法定協議会等で協議を進められて、この新市法定協議会に参加された、この区域内で存在するものもございまして、区域外になる分もございまして、これらについての取り扱いをどうしていくのか、そのへんについても、是非、

調整していただきたいというふうに思います。以上であります。

森卓朗会長

事務局、今の質問に対して、取り組みの考え方等について、説明をお願いします。

田中良二事務局長

一部事務組合の調整の問題でございますが、合併協議の中で、義務的と言いますか、必然的に議論がありますのは、当然、自治体合併が本協議会でございますけれども、一部事務組合も強い力をもって合併統合する必要がございます。

それから、関連で申し上げますと、社会福祉協議会が法定事項で必ず合併しなければならないというふうになっております。

ご質問の一部事務組合についてでございますが、任協、この10市町村内に8つの一部事務組合がございます。そして、現在の進め方といたしましては、この任意合併協議会の専門部会に、8一部事務組合の部長級、課長級は全員入っております。したがって、この他の一般行政の課長と同等に、この一部事務組合のことは議論されます。

それから、協議の仕方といたしましては、この任協のエリア内に収まらない部分がございますので、例えば薩摩東部地区、あるいは日置地区でございますが、これは各々その関連の組合の管理者同士の議論、あるいは別途事務局長同士の議論ということは、この任協の組織とはまた別に出てまいります。

例えばでございますけど、消防組合でありますれば、川内地区消防組合と串木野市消防は、本専門部会のメンバーで、粛々と議論はできる部分はありますが、薩摩東部につきましては、今申し上げました串木野市の消防の幹部の方と川内地区消防組合の事務局長、併せて祁答院地区消防の管理者、事務局長と、別途、関連の大きな議論が出てまいります。そういう二段階方式と言いますか、2つのステージに分けた議論で一元化の協議はなされますので、ご理解をお願いします。

森卓朗会長

よろしゅうございますか。それぞれの市町村の合併対策本部会議等におきましても、ただいまご質問がありました点等につきましては、広域事務、あるいは一部事務組合事務等を含めまして、あるいはまたそれぞれの民主的な団体等につきましての取り扱いについても、それぞれ説明をして、それぞれの主管課の間で取り組んで、調整していくようには指示をいたしているところでございます。遺漏のないように、なおかつ合併対策本部会議、市町村の本部会議の中でも督励をしてみたいと存じます。

他にございませんか。

(「なし」の声)

質疑も尽きたようでございます。お諮りします。議案第 11 号、事務事業一元化調整方針（案）につきましては、ただいまご提案申し上げましたとおりで進めることで異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしということでございます。提案のとおり可決承認されました。ありがとうございました。

引き続きまして、議案第 12 号、新市まちづくり計画策定の方針（案）についてを議題に供します。事務局の提案の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料の 18 ページでございます。議案第 12 号、新市まちづくり計画策定の方針（案）でございます。

これにつきましては、合併特例法の呼び名といたしましては、市町村建設計画でございまして、規約にはそのようにうたっておりますが、この任意協議会、あるいは法定協議会におきましては、新市まちづくり計画ということで総称してまいります。

18 ページの下段の参考でございますように、この計画につきましては、骨格は法定事項でございまして、漢数字の横のところでございますように、合併市町村の建設の基本方針、二番目が、市町村、あるいは県の建設の根幹となるべき事業、三が、公共施設の統合整備の事項、四が、財政計画というふうに区分されております。

開けていただきまして、19 ページでございます。

計画の趣旨でございますが、まずこれにつきまして、2 行目の下甑村につきまして、今回は文言を削除お願いいたします。

この計画の趣旨といたしましては、下段のほうにございますように、関係市町村の一体化促進、住民福祉の向上、新市の均衡のある発展ということで、合併特例法の趣旨に則りました計画としたいと考えております。

2 が、計画の構成でございますけれど、今まで申し上げましたように、1 行目にございますように、この計画というのは、非常に層の厚い計画でございまして、まず基本方針でございます。それから基本計画、それから実施計画。この実施計画につきましては、仮に合併特例債を活用する場合には、この実施計画に登載する必要があります。それから、法定事項でございます、公共的施設の統合整備、財政計画でございます。

それから、3 番目が、計画の期間でございますが、これにつきましては、他市例等も参考にしながら、概ね 10 年間の期間について定めるものでございます。

それから、計画の内容でございますが、(1)にございますように、基本方針につきましては、将来を見据えた長期的な視野に立ってまいります。

それから、(2)が、ハード、ソフトの両面にわたる効果的な事業の展開としております

が、前回の表現といたしまして、新市の面積拡大の表現があったわけですが、先ほど申し上げましたように、合併に伴います人口増、面積増はある意味当然のことでございますので、表現でございますように、基本方針を実現するための基本計画、実施計画はというふう書き換えております。

それから、(3)の公共施設の統合整備につきましては、急激な変化を及ぼさないような配慮、地域バランス、財政事情ということをやっております。

それから、(4)が、財政計画でございますが、1行目にございますように、依存財源を過大に見積もることのないようにということで、健全な財政運営への留意をうたっております。

それから、(5)にございますように、住民の意向把握、合併効果の活用、合併の懸念事項への適切な対応ということを書いております。

それから、この新市まちづくり計画の性格の問題でございますが、前回も少し質問がございましたけれども、(6)にございますように、現在、各市町村の議決を経て作られております、総合振興計画との整合性を図るものでございます。その各市町村の基本構想の趣旨を踏まえて、法定協議会において、新市まちづくり計画は策定してまいります。

そして、前回ご質問がございましたように、これから法定協議会で策定されます、この新市まちづくり計画の内容を十分に踏まえて、平成16年10月以降の新市では、新しい基本構想が、新しい議会の下に提案、審議されるという流れでございます。法定期間中で策定され、合併の判断材料となるのが、新市まちづくり計画でございます。

それから、20ページのほうが、計画の策定体制でございますけれども、まず数字の訂正からでございますけれども、(3)のまちづくりフォーラム、構成のところ、各市町村から5名以内ずつ選出された、住民代表ということでございますが、45名、5人×9市町村で、45名に訂正をお願いいたします。

それから、この策定の(4)で、組織イメージでございますけれども、どのような体制、流れで行くかを説明いたします。

まず、組織イメージ図の右のほうに、まちづくりフォーラム、ここ10市町村を9市町村に修正をお願いします。この9市町村の住民代表45名以内の方が、まず新市の将来構想についての提言を行います。ボトムアップ方式でございますして、四角囲みの、まちづくりプロジェクトワーキング会議がございまして、政策・コミュニティ部会、財政部会、組織機構部会、この3つの部会を任協に引き続き立ち上げていきます。

そして、そこの審議を経まして、まちづくりプロジェクト会議、これは課長級でございますけれども、基本方針、基本計画、実施計画案の検討を行います。

それから、右上のほうの専門部会のほうに行くわけでございますけれども、このプロジェクト会議が、新市の政策、財政運営、組織機構、コミュニティ振興等についての基本方針・基本計画と実施計画をまとめて、各専門部会に示してまいります。

それからは、一番下段の右のほうでございますが、(5)に入ります。(5)の右のほうに、そのような専門部会、幹事会の決定を経まして、計画骨子案の審議・案決定につきましては、当然、法定協議会が行います。

それから、この計画の最終的な意思決定といたしましては、どれも同じでございますが、20ページが一番右隅でございますけれども、重要なウエイトを占めます県事業につきましては、県知事との協議を整える必要がございます。

それから、新市まちづくり計画の決定でございますが、これも当然、法定協議会が決定してまいります。

以上が、新市まちづくり計画の策定方針と策定体制の案でございます。よろしくお願ひします。

森卓朗会長

ありがとうございました。ただいま、議案第12号、新市まちづくり計画の策定方針(案)についてご説明を申し上げましたが、これから質疑に入ります。ご意見がございましたら、どうぞひとつ出していただきたいと存じます。

今別府哲矢委員

川内市の今別府でございます。

新市まちづくり計画の策定方針に関わる問題でございますが、この中で財政計画の内容をうたっておりますが、合併の特例措置を受ける、特に財政的には、地方交付税、あるいは特例債、それを中心とした財政措置が行われるわけでありますけれども、10年間の間受けて、それ以降、10年から15年が緩和措置ということで、受けられるわけでありますけれども、15年を過ぎますと、非常に財政的には厳しい状況に陥るということで、そういう状況も踏まえて、長期的なまちづくり計画を策定をしていただきたいという、議会での意見等もございますので、その点を十分留意されると思うのでありますけれども、15年以降に財政負担が重くならないような特例債の取り組みなど、そういうことに留意して計画を策定していただきたいという意見も出ておりますので、そのことを申し上げておきたいというふうに、以上であります。

森卓朗会長

ありがとうございました。新しい新市まちづくり計画にあたって、特例債等を充てて、まちづくりを推進することになると思いますが、10年、15年経過までは国の支援等もあるが、その後はないということがございますので、そこらあたりについて、将来に向かっての財政計画について、今、十分注意して計画を作っていくようにと、こういうご意見でございますが、事務局のほうでは、何かご意見はありませんか。

田中良二事務局長

財政計画につきましては、今、プロジェクトのほうでも資料収集を一生懸命行っております。

それで、基本的な考え方といたしましては、資料の調整の段階的なやり方ですけど、合併しないままの個々の市町村の将来の歳入歳出の財政計画の見通しをまずベースにしようとして、調整する必要があります。その後、一体化の促進事業ということで、ハード、ソフト、いろいろございますけれども、その事業の提出、提案を行います。そして、事業手法として、今ほどございました、特例債活用がいいのか、あるいは過疎債、あるいはいろいろ従前の地域指定による起債関係、交付税措置がいい場合もありますので、一概に全てのことについて、合併特例債というものでもございません。

ただ、ご質問の趣旨のように、全体として健全な起債計画、交付税収入の見込みとかということには、十分配慮していきたいと思えます。

それから、財政計画を含めます新市まちづくり計画の10年ということを申し上げましたけれども、財政見通しの手法といたしましては、市町村によりましては、毎年毎年、向こう10年間を推計している市町村もあるようでございます。

それから、もう一つのやり方といたしましては、合併後5年後に、向こう10年間を見渡していくやり方、5年後ごとに向こう10年間を大きくローリング推計していくというやり方がございますので、いずれにしても、平成16年合併時の策定でそのままということではございませんので、ローリング方式で、年数はそれぞれ新市が決めますけれども、手法としては、毎年毎年、あるいは5年おきということで、将来の財政計画もそのようなシステムを検討してまいりたいと考えております。以上です。

森卓朗会長

よろしゅうございますか。これらにつきましては、助役さん方を中心とする幹事会、そしてまた事務局とも十分慎重に、事前に審議をしながら、そしてまた首長さん議会の皆様方のご意見等も踏まえまして、それぞれ幹事会のほうで事前の調整をしてまいりますので、遺漏のないように、その都度ご連絡を取り合いながらやってまいりたいと、このように考えております。よろしくお願い申し上げます。

他に何かございませんか。

(「なし」の声)

なしというご意見もございます。お諮りします。議案第12号、新市まちづくり計画の策定方針(案)につきましては、提案のとおり可決承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。議案のとおり可決承認されました。ありがとうございました。

では、引き続きまして、これから協議事項に入りたいと存じます。協議事項につきましては、3つございます。まず最初に、川西薩地区任意合併協議会の解散及び決算方法（案）についてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料の 21 ページをお願いいたします。先ほど議長からもございましたように、協議事項は 3 件でございますが、11 月 11 日の幹事会でもご審議いただきました。

まず、協議の 1 番目が、任意合併協議会の解散及び決算方法の案でございますけれども、現在の我が任協規約には、解散規定を特にうたってございませんので、今回の協議によりまして進めたいというものでございます。

略称しながら説明いたします。1 番目にございますように、任意合併協議会は、法定合併協議会の設置当日をもって、すなわち 12 月 25 日予定でございますけれども、出納の決算・監査を除く任協のすべての活動を停止し、規約を廃止し、解散しようとするものでございます。

2 番目に、任意合併協議会の収支につきましては、任協の会長であった者がこれを決算し、監査委員の監査を受けるものでございます。

3 番目が、決算・監査の報告につきましては速やかに決算・監査報告書を任協の委員であった者に通知するというところでございます。先進例を見てみますと、文書通知で決算報告に代えているようでございます。

4 番目が、決算剰余金の取り扱いでございますけれども、これにつきましては、任協の市町村ごとに算定し、返還することとしております。

このように、取り扱いでございますので、当然でございますが、この任協には予算の繰り越しということはございませんので、本日、各部会の方もご出席でございますけれども、期日までには諸協議、調査委託を終えられて下さるように、お願いいたします。

なお、今ほど申し上げましたように、全ての事務事業、調査事業を終了いたしまして、12 月 25 日の第 4 回任協には、今ほど申し上げましたような事業の一切の報告をしたいと考えております。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。ただいま、協議事項の第 1、川西薩地区任意合併協議会の解散及び決算方法（案）について説明を申し上げました。何かご意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

特別にご意見もないようでございます。また、この問題等につきましては、助役を中心とする幹事会、事務局のほうで、十分慎重に取り扱って、遺漏のないように手続きを取ってまいりたいと存じますので、ご了承いただきたいと思います。

次に2番目、(仮称)川西薩地区法定合併協議会委員の学識経験を有する者の取り扱いについてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料の22ページでございます。協議事項の2番目でございます。法定合併協議会委員の学識経験を有する者の取り扱いでございます。

これにつきましては、規約第7条の規定でございますけれども、2段目でございますように、委員につきましては、関係市町村がそれぞれ1名から2名を推薦することとするので、協議の提案でございます。

これまで、幹事会までの審議経過を少し申し上げますと、他市例を参考にしながら、各市町村、選出団体等の事前調査も行ったわけでございます。例えば、商工会とか、女性団体、自治会、一次産業関係、いろいろ各市町村の事情によってございました。吟味いたしました結果、この選出団体の名称、あるいは役職については、特に制限は加えない形でございます。

それから、人数のことでございますが、当初、事務局の素案では、関係市町村から対等に各2名で議論をしてみたいけれども、次のまちづくりフォーラム委員の5名ということも合わせまして、合計7名のいわゆる民間委員でございますが、自治体によりましては一気に選出することが困難ということの報告もございましたことから、このいわゆる学識経験者委員につきましても、2名という固定ではなくて、1名か2名ということで、ご提案申し上げております。

それから、幹事会等で特に強調されましたのは、男女共同参画の観点から、是非、女性委員の登用に心がけていただきたいと、文言化してございませぬけれども、各市町村におかれましては、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、この学識経験者委員につきましては、現在、素案といたしまして、新市名称の候補選定委員にも兼ねることができないかということで、調整検討中でございます。そのような学識経験者委員の選考でございますので、よろしくお願ひいたします。

なお、参考資料のところ、一番末尾のところ、人数が20名以内ということで印刷してございますけれども、先ほど申し上げましたように、9市町村の2名以内ということで、18名以内ということで、修正をお願ひいたします。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。ただいま、協議事項の2、(仮称)川西薩地区法定合併協議会委員の学識経験を有する者の取り扱いについて、提案の説明を申し上げました。何かご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声)

ないようでございます。ご説明のとおり、ご了承いただきたいと存じます。

引き続きまして、協議事項の3、(仮称)川西薩地区法定合併協議会まちづくりフォーラム委員の取り扱いについてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

資料の23ページでございます。協議事項の最後、法定合併協議会におきます新市まちづくり計画に関わります、まちづくりフォーラム委員の取り扱いでございますが、これにつきましては、説明の末尾のほうからでございますが、関係市町村がその年齢層、専門分野、女性の登用等を考慮して、それぞれ1名から5名を推薦することとするものでございます。

この選出区分等の下調査もいたしました。先ほどの学識経験者と同じようなことで、団体の指定、あるいは役職の指定は行っておりません。それから、人数の指定も、一気に7名の選出が困難な自治体ございましたことから、このフォーラム委員につきましても、1名から5名の幅を持たせて、各自治体の裁量に委ねております。

それから、この目的でございますけれども、参考の のところでございますが、この民間登用の目的といたしましては、協議会で「新市のまちづくり」を検討するにあたり、住民参画の一環として新市の将来の姿を検討していただくために設置するものでございます。前向きにこの任意協議会、あるいは法定協議会の新しい13万の市づくりにつきまして、前向きなご提言をお持ちの方を、各市町村からの5名以内のご推薦をお願いしたいと考えております。

それから、 の構成につきましては、50名以内と書いてございますが、45名以内に修正をお願いいたします。以下、まちづくりフォーラムのところの10市町村につきましても、9市町村ということで修正をお願いいたします。

なお、このフォーラム委員の選考区分にご承認をいただければ、このまちづくりフォーラム委員のご推薦、あるいはその前の協議事項の学識経験者の委員、それから併せまして、各議長さんが法定協の委員として1名ご指名をお願いすることがございますので、このような委員となるべき者、委員予定者の推薦の作業を、今月末、12月の頭には着手していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上が、協議事項3の説明でございます。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

協議事項の3、(仮称)川西薩地区法定合併協議会まちづくりフォーラム委員の取り扱いについてご説明を申し上げました。何かご意見等はございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。事務局の報告を、これで全て終了いたします。協議事項

を終了いたします。

次に、報告事項がございます。事務局の説明をお願いします。事務の進捗状況についてであります。

田中良二事務局長

24 ページでございます。24 ページは、任意協議会の事務の進捗状況ということでございまして、協議会だよりにつきましては、10月号については、5万世帯に配布をいたしております。今後もそのような取り扱いでいたします。

ホームページも11月7日に公開いたしましたが、県内の任協でも最も早いほうの取り組みのようでございます。

それから、議事録も調整し、各市町村に2部送付してございます。

それから、今後のまたPR、お願いになりますけれども、合併講演会ということで、12月15日日曜日、午後1時30分から、串木野市のさのさの会場におきまして、よく総務省のモデルに出てまいります、篠山市のまちづくり推進課長さんをお呼びして、合併講演会を開催したいと考えております。

それから、事務事業の一元化のところも、3点ほど書いてございますが、中ほどにございますように、電算・情報システムの現況調査も着手しております。特に電算システムにつきましては、どの合併協議会におきましても、合併の重要なウエイトになりますので、各市町村の電算担当者の皆様には、電算部会等での活発な議論をさらにご指導いただくようお願いいたします。

それから、末尾にございますように、現在、各市町村におきましては、各市町村及び一部事務組合におきましては、事務事業の現況調査の入力作業中でございます。11月中締め切りで、1,700人の職員が頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、新市まちづくり計画につきましては、補佐以下のプロジェクトを3つ、これまでしてはありますが、にございますように、組織機構チームを発足して、会議を進めております。

それから、書いてはございませんけど、この新市まちづくり計画に関連いたしまして、新しい構想についてのアンケートを11月25日、来週から、5万世帯の中から抽出いたしました5,600世帯、それから自治会の代表者の方、約70名ほどになるかと思いますが、アンケート調査を実施いたしますので、どなたに行くか分からない部分も、世帯でございますけれども、各首長委員の皆様におかれましては、会合の時に回答への協力方の依頼をよろしくお願いいたします。

以上で、任協の事務進捗状況の報告といたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。事務の進捗状況等についてご説明申し上げました。何かご質問はございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。ご了承いただきたいと存じます。

次に、その他でございますけれども、皆様方からございませんか。

事務局のほうからございませんか。

田中良二事務局長

それでは、最後に日程の報告確認をいたします。資料の末尾、25 ページでございます。

今後の任意協議会の開催予定は、25 ページの上のほうでございますが、第4回の任意協議会を12月25日に予定しております。

それから、変更議案で、計画で説明いたしましたように、この第4回任意協議会をもちまして、諸事業の報告、解散をいたします。第2部といたしましては、法定協議会設置に関わります、首長・議長会議を開催し、法定協議会の会長、副会長3名を選任していきます。

それから、12月25日は、同じく第1回法定協議会におきまして、ただいまご審議いただきましたような、平成14年度の予算案等の正式な審議を、この12月25日に第1回法定協議会としてお願いしたいと考えております。

なお、当然のことでございますけれども、12月25日には、各市町村長さんからご推薦いただきました、学識経験者の方、あるいは議長さんが指名された、もう一方の議員の方も出席をご案内することになりますので、そのようなご了解をお願いいたします。

それから、最後に法定協議会の開催でございますが、12月25日に第1回を持ってきた関係で、1月14日が第2回、2月13日が第3回、3月27日が第4回、これが現在調整しております法定協議会の開催予定でございます。

なお、前段には、助役さん方を中心といたします幹事会を開催することとしております。

以上が日程のお知らせでございます。

森卓朗会長

ありがとうございました。何かご意見はございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。

以上で、本日予定されました協議事項等につきましては、審議を終えたわけでございます。一番大切な法定協に向かったの規約案等についても、提案いたしましたとおり、ご承認をいただきました。9団体、2市4町3村で、12月25日、法定協を立ち上げるということのご決定もいただいたところでございます。

なお、下甌村につきましては、会議の冒頭、ご挨拶の中で申し上げましたとおり、1月の中旬、できましたら第2回目の法定協の会議の際には、参加の加入・否についてのご返事を賜りたいということで、これからまた下甌村のほうには、幹事会を通じて、事務局を通じて、ご連絡を取ってまいりたいと存じます。

今日は本当に長時間に渡りまして、慎重なご審議を賜り、一つの法定協に向かっての一步前進ということでございます。いろいろとこれからも大変難しい課題等が、それぞれ市町村にもあろうかと存じますが、お互い心一つにして、連携を図りながら、立派な法定協立ち上げに向かって、諸準備を進めてまいりたいと存じますので、委員各位の更なるご協力を賜りますようお願いを申し上げておきたいと存じます。

では、一応、これで座長の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会者（南竹一敏事務局次長）

それでは、以上をもちまして、川西薩地区任意合併協議会第3回会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

会議録の署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

川西薩地区任意合併協議会会長